

10回目の通過点

終わらない
原子力災害

東電福島原発事故 10年で損害賠償請求権が時効に!?

想像してみてください。

平穏な生活を送っていたあなたは、突然避難を強いられました。家も仕事も失い、家族とも、ご近所ともバラバラになり、見知らぬ土地で必死に生活してきました。被った損害の賠償を請求したところ、相手から「期間が過ぎているので、支払えません」と言われました――。

今年で10年になる東京電力福島第一原発事故。10年を機に、このような問題が、各所で起きるかもしれません。

私は、福島県相馬市で8年間にわたり、被害者の人々の法律相談等に当たってきました。その立場から、どうしてもこんなことが起こるかもしれないのかをお伝えします。ぜひ、「自分事」として考えてみてください。

「消滅時効」について

一定期間内に請求をしなかった場合に、相手方が時効を「援用」すると、請求する権利が消滅するという制度。



賠償請求の高いハードルと「時効」

福島原発事故によって生じた損害については、法律上、東京電力株式会社(現・東京電力ホールディングス株式会社。以下、東電)が賠償する責任を負っています。

損害を賠償させるには、被害者側から東電に請求をしなければなりません。請求の方法は、①東電に対して東電作成の請求書を送付する方法(「直接請求」と呼んでいます)、②東電に対して裁判を起こすという方法のほか、今回の原発事故については、③原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)に申立てをするという3つの方法があります。

今回の原発事故については、いわゆる時効特例法により、「損害及び加害者を知った時から10年」は損害賠償が請求できるとされています。10年という猶予期間が与えられたとはいえ、全てを失い、生活再建に奔走する被害者にとって、賠償を請求することは、手間や費用の面から決して簡単なことではありません。これまで一度も請求をしていないという人、途中で請求が中断しているという人もいます。

この「損害および加害者を知った時から10年」という期間(法律上は「時効期間」と言います)が経った後は、どうなるのでしょうか。

法律上は、東電の方から、時効期間が経過したことを理由に、賠償を断ることができるようになります。つまり、被害者が請求をしても、東電の態度次第で、賠償されなくなる可能性が

ある、ということです。

時効期間は法律上決まっているので、この期間を延ばすなら法律改正が必要ですが、しかし、現時点では、国会でそのような法律改正の動きは全くありません。

ただし、時効期間のスタートは、あくまで「損害及び加害者を知った時」からであって、「原発事故発生時」とはされていません。また、時効期間を法律上止める方法もいくつか存在します。つまり、2021年3月12日以降に一切賠償がされなくなるわけではないことには注意が必要です。

約束違反の東電は信頼できない

東電は、時効の完成を理由に一律に賠償請求をお断りすることは考えていないと公表しています。「東電は時効を主張しない意向を示した」とも報道されているようです。

しかし、東電は、既に原発事故の賠償に関して自らが約束した「3つの誓

い」を破っています。

東電は、ADRセンターの「和解仲介案の尊重」を約束していますが、東電側がADRセンターの和解案を拒否する案件が増えています。ADRセンターの手続きでは、東電が和解案を受け入れない限り、賠償はされません。東電が和解案を拒否したために、損害賠償を受けられない被害者が多数います。私も、こうした案件を担当しましたが、「私も何も悪いことしてないのに、なぜ悪いことをした方が拒否をするのか」という被害者の言葉が忘れられません。

私は、既に約束違反をして賠償をしていない東電が、個別の案件で時効を盾に賠償を断る事例が必ず出てくると考えています。

「時間が経過したから賠償はない」ということは、許されるのでしょうか。東電の勝手を許さないために、どうかこの問題に関心を寄せていただき、被害者の生活再建を後押ししてほしいと強く願っています。

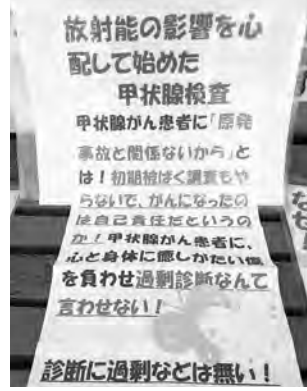


弁護士 平岡 路子

(富山県弁護士会 / 元福島県弁護士会所属)



甲状腺検査 学校検診継続で 子どもの命を守れ！



検査に対する意見、考え方を直接聞き取るという非公開の場を持つことを提案し、了承された。

驚くことに、この非公開のヒアリングは、福島県医師会副会長の星北斗座長と、「進行役」で対象者を調整するという。

この「進行役」は、①中立性を担保するため甲状腺検査と直接関わっていない方、②医学的知識を有する方、という観点で選定するそうだが、それが誰になる（誰になった）のか、「その人が了承したら公表する」という。了承されなければ公表はない。いかようにも操作が可能と見える環境で、中立性が担保できるのか大いに疑問が残る。

*

自分の体について知る機会を奪われることが、本当に「子どもを尊重する」ことにつながるのだろうか。例えば、原発事故により全国に散り散りになった避難者は、学校検査を受けられないもの、各地での提携病院に足を運び検査することを、大変だと思いつつも嫌われない。それでも受ける理由は、「万が一のことがあったら、早期に対応したいから」である。

いわき市から埼玉に避難をした母親は「学校で検査ができることがうらやましい」と言っていた。また、栃木県に住む母親は「県境で放射性物質が止まったわけではないのだから、栃木県でも検査をしてほしい」と願っていた。実際に福島県以外でも、甲状腺検査を自治体や民間団体が独自に行なったりしている。

議論を受け、福島県は、甲状腺検査の対象者および関係者から甲状腺

(吉田千亜)

同じ15日には、事故当時0歳や2歳の子どもの甲状腺がんの子どもが見つかったことも明らかになった。

現在、9歳、11歳の子どもであることを思うと、やりきれない。これまで検討委員会は、小児甲状腺がんの増加には放射線の影響は少ないとし、その理由の1つに「事故当時5歳以下だった幼い子どもにがんが見つからなかった」ことを挙げていたが、それが覆されたことになる。

2年前の2018年3月の福島民友のインタビューでは、星北斗座長は「不安な人がいる限り、検査体制をなくしてはならない」と述べていた。10年前に学校検査をなくそうとする一連の動きは、原発事故の幕引きを図ろうという印象だ。

*

新型コロナウイルスの影響により、委員会に一般傍聴席はなく、メディアのみ傍聴が許された。しかし会場の外では、甲状腺がん支援グループ「あじさいの会」の千葉親子さんが、甲状腺がんになった子どもたちが描いたポスターを掲げていた。

「福島県の明るい復興のニュースも流れませんが、『つらい、聞きたくない』『私だけがこんな思いなのかしら?』と落ち込む」と多くの人が話しています。今回0歳・2歳のお子さんも、学校検診で見つかったのだと思います。大切なのはこれから。学校検診は継続すべきです」(千葉さん)。

甲状腺がん当事者の子どもたちの「なぜ私が甲状腺がんになったのか知りたいのです」「記録なくして事実はない! 検査の継続を」という声に対し、委員を含めた私たち大人は、どう応えればよいのだろうか。

▼第3次再審の動き

1963年5月1日、埼玉県狭山市で起きた女子高校生殺害事件、いわゆる狭山事件で、石川一雄さんが冤罪を叫び続けて58年になろうとしています。

石川さんは1カ月に及ぶ警察の取調べでウソの自白を強要され、1審で死刑判決、2審で無期懲役判決を受けました。石川さんは32年の獄中生活を余儀なくされ、仮出獄後も無実を叫びつづけて、2006年5月23日、東京高裁に第3次再審を請求し、再審開始・無罪判決を求めています。

第3次再審請求では、2009年から三者協議(裁判所・弁護士・検察官が進行の打ち合わせを行なう)が始まりました。同年12月には、当時の裁判長が検察官に証拠開示を勧告し、翌年5月に取調べを録音したテープや、逮捕当日に石川さんが書いた上申書などが事件発生から47年ぶりに開示されました。これまでに191点の証拠が開示され、弁護団は、開示された証拠をもとに多くの新証拠を提出しました。

開示された逮捕当日の上申書などをもとに、脅迫状と筆跡が違うとする専門家の筆跡鑑定が何通も提出されました。特に、福江鑑定ではコンピュータを用いて筆跡を重ね合わせた時のスレ量(相違度)を計測し、そのデータを統計的に分析して、脅迫状と上申書は別人の書いたものであるというところを客観的に明らかにしました。

また、取調べの録音に出てくる石川さんが字を書いている場面なども分析し、当時の石川さんが部落差別によって学校教育を受けられず、読み書きが十分できなかった非識字者であり、脅迫状を書いたとは考えられないとする森実大阪教育大学教授の鑑定も提出されました。

狭山事件 半世紀を超える冤罪とのたたかい— 無実を示す新証拠で再審を

部落解放同盟中央本部 安田 聡

たとは考えられないとする森実大阪教育大学教授の鑑定も提出されました。

狭山事件では、被害者の万年筆が自白通り石川さんの家から発見されたとして有罪の証拠とされました。第3次再審請求の過程で被害者のインク瓶や証拠の万年筆で書いた数字が証拠開示され、下山進吉備国際大学名誉教授が蛍光X線分析装置でインクに含まれる元素を調べたところ、石川さんの家から発見された万年筆のインクには、被害者が事件当日まで使っていたインク特有の元素であるクロムが入っていないことがわかりました。有罪証拠とされた万年筆が被害者のものではない疑いが、科学的に明らかになったのです。

有罪判決の誤り、石川さんの無実を明らかにする科学的な鑑定が多数提出されています。

▼冤罪をなくすために

狭山事件では、警察の被差別部落に対する見込み捜査があり、その背景に地域住民の差別意識や、それを拡大させた報道がありました。さらに、別件逮捕、代用監獄(警察の留置場)での長期勾留(警察での取調べが虚偽の自白を生み出し、冤罪を引き起こす原因となつていきます。

多くの冤罪事件に共通するこれらの原因は、一人ひとりの人権意識と、司法制度がもたらしているものです。部落差別を始め、あらゆる差別をなくしていく運動とともに、冤罪をなくすための司法制度の改革が必要です。

重要な証拠が何十年も開示されず、誤判を正すのに長い年月がかかっていることも大きな問題です。再審請求における検察官手持ち証拠の開示の義務化や、再審開

始決定に対する検察官の抗告の禁止など、無実の人をすみやかに救済するための再審法(刑事訴訟法)の改正が必要です。

▼2021年は重要なヤマ場

狭山弁護団は、今後、提出した新証拠について、鑑定人尋問を請求することになっています。東京高裁が鑑定人尋問を行ない、再審を開始するかどうか重要なヤマ場を迎えます。

狭山事件の再審請求は43年以上になりますが、これまで1度も鑑定人尋問などの事実調べが行なわれていません。

この間、再審で無罪となった足利事件・布川事件などでは、鑑定人の尋問が行なわれ、再審が開始されています。狭山事件の再審請求を審理する東京高裁第4刑事部(大野勝則裁判長)は鑑定人尋問を実施し再審を開始すべきです。

石川一雄さんも決意をあらたにしています。この1月で82歳になりましたが、石川早智子さんとともに、感染予防、体調管理を徹底し、元気で生きる闘いを続けていきます。

鑑定人尋問、再審開始を求める市民の声をさらに大きくし、東京高裁に届けるとともに、再審法改正、司法改革を国会議員に要請していく運動を進めていきたいと思えます。ご支援をお願いします。

石川さんのビデオメッセージが部落解放同盟中央本部のホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください。QRコード▶。





(外環ネット提供)

命と財産を破壊する「大深度法」 外環工事で被害続出

東京都調布市の住宅街で道路が突然陥没し、深さ5mの大穴が口を開けた。地中には、相次いで巨大な空洞が3カ所見つかった。陥没と空洞は、東京外かく環状道路(以下、外環)の大深度地下巨大トンネル工事の真上だ。住民は、地盤が崩れ、自宅が沈むという恐怖と不安に今も怯えている。

(片桐 美佐子)

▼道路陥没の衝撃

調布市東つつじヶ丘、静かな住宅街の道路が陥没したのは昨年10月18日。朝から始まった道路の亀裂は、薄皮が剥がれるようにアスファルトを落とし、層に深い穴を開けた。穴は道路だけでなく、ガレージのコンクリート床の下までえぐっていた(写真左上)。

陥没穴の大きさは長さ6m、幅5m、深さ5m程。その真下、47mの大深度地下では、外環の南行き本線トンネルの工事が進められていた。約1カ月前の9月14日、巨大掘削機シールドマシンが直径約16mのトンネルを掘進し通過した地点だ。

事故後、事業者の東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本)は、原因究明のためのボーリング調査等をする中で、地下5m付近に長さ27~30m、幅3~4m・厚み3~4mの細長い巨大空洞を2カ所(昨年11月)、今年1月14日には3カ所目(地下16m付近に長さ10m・幅4m・厚み4m)を発見。この現場は、京王線まで約200mしか離れていない。

▼大深度法で「地下方式」へ

外環は、都心から15kmの圏域を環状に連絡する高速道路として計画され、1966年、練馬区・関越大塚・世田谷区・東名宇奈根までを「高架方式」にすることが決まった。これに対し、練馬区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、世田谷区の3区4市の住民が10万筆の反対署名を提出。1970年、当時の建設大臣が凍結発言した経緯がある。

しかし2007年「地下方式」に変更され、2014年、大深度地下使用の認可が下り、2017年にシールドマシンによる掘進工事が始まった。一度凍結された工事を可能にしたの



【住宅の真下に巨大トンネルはいらない】(あけび書房) P.5の図をもとに作成

▼住民の不安と被害

は、2001年に施行された「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(大深度法)」である。40m以上の大深度では「地表に影響がない」という大前提で、「異変」は想定されていないため、地権者の合意も補償も必要ないとされている。

実際には明らかに地表に影響が出ており、憲法で保障されている生存権と財産権にも反していないか。「大深度法は、外環道とリニアのために制定されたようなものだ」と、東京外環道大深度地下使用認可無効確認等訴訟弁護団・武内更一弁護士は指摘する。

そもそも外環は、東京オリンピックに合わせ2020年に完成予定だったが、工事は全体の2割ほどしか進んでおらず、予算は当初の2倍に膨れ上がり、約2兆4千億円にも上る。ジャンクションに通じる傾斜トンネルと本線トンネルの結合部「地中拡幅部」は、より大きな断面(直径30~40m、マンション10~12階相当)を大深度から浅深度地下に切り広げようとするものだ。しかし、工法が定まっておらず、工事は始まっていない。事業者自身さえ言う「世界最大級の難工事」だからだ。

「そんな恐ろしい工事の真上に私の家はあるんです」。事業者の使用権を求められている三鷹市のある女性は「絶対に判子を押しませぬ」と、契約

締結をきっぱり拒否している。

実は、シールドマシンが事故現場の地下を通過する以前、8月上旬からずっと異変は起きていた。振動や騒音、低周波音、家屋損傷、ガス漏れ、道路のずれやへこみ...等々である。

大深度法では、地下工事に住民の許可も報告義務もないので、住民に周知する説明は行われなかった。1日中続く騒音を上階の物置かと思つて不動産屋に苦情を言に行き、初めて地下の工事を知った人もいるという。低周波音によって吐き気や圧迫感などの健康被害に悩まされる人も続出した。道路が沈み込んでマンホールが浮き上がって見えたり、塀や外壁、階段がひび割れ、ずれている家屋等が随所に見受けられる。トンネルは、国分寺崖線の低地を流れる入間川の地下に沿って2本作られる予定だが、工事が始まっていない。

可も報告義務もないので、住民に周知する説明は行われなかった。1日中続く騒音を上階の物置かと思つて不動産屋に苦情を言に行き、初めて地下の工事を知った人もいるという。低周波音によって吐き気や圧迫感などの健康被害に悩まされる人も続出した。道路が沈み込んでマンホールが浮き上がって見えたり、塀や外壁、階段がひび割れ、ずれている家屋等が随所に見受けられる。



ガスが漏れた跡。Gの文字が見える。ボーリングの跡やずれやへこみの修理で道路はつぎはぎだらけだ。



ボーリング調査を行なっている現場。この下で3つ目の空洞が見つかった。調査中の騒音もひどい。

▼なぜ事故は起きたのか

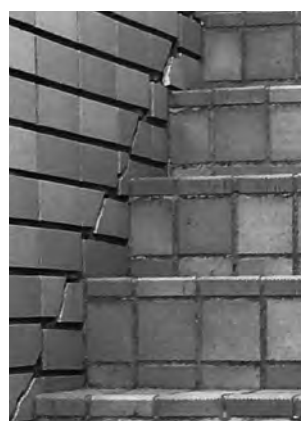
今年1月6日と10日、東京外環沿線7区市の住民団体のネットワーク「外環ネット」は専門家を招いて勉強会を開いた。話によれば、付近の地盤はトンネル直上部で煙突状に緩んでおり、一言で言うなら「ぐずぐず状態」。ボーリング調査では地盤の強度を示す「N値」が1の箇所さえあった。これは「乾いた豆腐」くらいの軟らかさである。付近は関東の代表的な地質構造である上総層群の1つで、硬い礫と砂を含む堆積層。工事前はN値50はあったはずだが、シールドマシンが硬い礫層にぶつかり振動が大きくなり、地盤を緩め流砂現象が発生したのではないかといい、トンネル工事技術者の大塚正幸さんは「流れ出した土砂がシールドマシンに多く取り込まれた」と分析。地盤の強度を考えれば、土砂の(許容)取り込み量を慎重に管理しなければならぬはずだ。

今年1月6日と10日、東京外環沿線7区市の住民団体のネットワーク「外環ネット」は専門家を招いて勉強会を開いた。

NEXCO東日本は、陥没事故を「特殊な地盤」を強調して片付けようとしているように見える。しかし、事前調査が不十分で、特にボーリング調査が少なすぎる。今回の事故で、技術力にも危機管理にも信頼がでない。資産価値をゼロにされ、売りに売れない。住民は、地盤沈下や陥没の不安を抱えながら住み続けるしかない。「元の頑丈な地盤を返してほしい」。この悲痛な声にどう応えるのか。

1月27日、NEXCO東日本は会見で謝罪したが、家屋等の個別補償で済ませて早く工事を再開したいのが透けて見える。この大地下工事はリニアにもつながる国家事業だからだ。

国益と公共の利便の名の下に個人の命と財産を軽んじるのであれば、戦前とそう変わっていないのではないかと。ましてや、外環沿線の被害は未知数で広域だ。憲法で保障されている平和的生存権、個々の幸せを尊重するならば、大深度法はいらない。



頑丈な外階段が怖いほど割れてすれている。入間川の東側にあるこの住宅は、工事したトンネルの真上ではない。



最新情報は外環ネットのホームページを参照。
<http://gaikan.net/>